

## 【厚生労働委員会】

### (1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件（うち衆議院継続2件）、本院議員提出3件、衆議院議員提出2件（うち衆議院継続1件）の合計8件であり、このうち、内閣提出3件、本院議員提出1件、衆議院議員提出2件の合計6件を可決した。

また、本委員会付託の請願44種類786件のうち、6種類274件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案は、雇用環境が一層悪化することが見込まれることから、特に再就職が困難な中高年齢者の雇用の促進等を図るために、臨時特例的に、中高年齢者に対して職業訓練を受講するための給付を拡充するとともに、中高年齢者の派遣期間の延長等を行うものである。委員会においては、派遣期間延長による雇用創出効果、ワークシェアリング導入に対する政府の方針及び緊急地域雇用特別交付金事業の在り方等について質疑が行われた後、討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員よりそれぞれ本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、4項目にわたる附帯決議が付された。

予防接種法の一部を改正する法律案は、第151回及び第152回国会において衆議院で継続審査に付されたものであるが、最近の高齢者のインフルエンザの発生状況等にかんがみ、インフルエンザを予防接種の対象疾病とともに、対象疾病を類型化し、予防接種の健康被害救済制度及び予防接種の推進を図るための指針等について所要の措置を講じようとするものである。衆議院において、一類疾病及び二類疾病の定義を明確化すること、施行期日を公布の日に改めること、検討条項を追加すること及びインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定することを主な内容とする修正が行われた。

委員会においては、予診及びインフォームド・コンセントの徹底、ワクチンの有効性及び安全性の確保、費用負担の在り方、老人福祉施設等におけるインフルエンザ対策等について、質疑が行われた後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、3項目にわたる附帯決議が付された。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案は、第151回及び第152回国会において衆議院で継続審査に付されたものであるが、少子化等が急速に進展する中で、労働者が就業しつつ子の養育等を行うことを容易にするための環境の整備等を図るため、育児休業等の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、育児等を行う労働者への時間外労働の制限及び子の看護のための休暇制度導入についての事業主の努力義務等の措置を講じようとするものである。衆議院において、施行期日を公布の日に改めること、子の看護のための休暇制度の普及のための努力を促進すること及び検討条項を追加することを主な内容とする修正が行われた。

委員会においては、育児休業等の取得等による不利益取扱いの具体的な内容、男性労働者の育児休業取得の促進のための施策、子の看護のための休暇制度の義務化の必要性及び育児休業等の適用対象の範囲の拡大等について質疑が行われた。質疑を終局した後、川橋委員より、同委員、井上委員、大脇委員及び森委員の共同提案による、事業主の努力義務としている子の看護のための休暇の措置を事業主の義務とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、5項目にわたる附帯決議が付された。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案は、保健婦助産婦看護婦法に定められている資格のうち、その名称が女子と男子とで異なっているものにつき、これを改め、それぞれ「保健師」、「看護師」及び「准看護師」とするとともに、これらに併せて「助産婦」を「助産師」とするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、名称変更の理由、男性による助産業務の是非及び教育養成課程の充実の必要性等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、3項目にわたる附帯決議が付された。

児童福祉法の一部を改正する法律案は、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化している中でも、地域において児童が安心して健やかに成長することができるような環境を整備するため、認可外児童福祉施設に対する監督の強化、認可外保育施設が提供するサービスに関する情報の公開、認可保育所整備促進のための公設民営方式の推進等の措置を講ずるとともに、保育士資格の法定化、児童委員の職務の明確化及びその資質の向上等を図ろうとするものである。委員会においては、認可外保育施設の認可保育所への移行方策、公設民営方式の問題点及び保育の質の確保の重要性等について質疑が行われた後、討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、5項目にわたる附帯決議が付された。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、第151回及び第152回国会において衆議院で継続審査に付されたものであるが、建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けることができる事業として、新たに、建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業及び建築物の排水管の清掃を行う事業を追加する等所要の措置を講ずるものである。委員会においては、法改正により期待される効果及び登録制度と規制緩和との関係等について質疑が行われた後、討論に入ったところ、自由党を代表して森委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

#### 〔国政調査等〕

10月16日、厚生労働行政の諸施策について坂口厚生労働大臣から説明を聴取した。

10月18日、社会保障及び労働問題等に関する調査を行い、牛海綿状脳症問題への政府の対応、食品衛生法改正の必要性、無年金障害者問題に関する検討状況、厚生省と労働省を統合した省庁再編の総括、グローバリゼーションの進展と所得・資産格差が拡大する中の厚生労働行政の在り方、医療保険制度改革の在り方、雇用・失業問題への対応、未払賃金の立替払い額引上げの必要性、サービス残業の解消に向けた取組、炭疽菌等による生物

テロ事件への対応、仕事と子育ての両立支援策、介護保険制度の今後の方向等について質疑が行われた。

10月25日、社会保障及び労働問題等に関する調査を行い、牛海綿状脳症の安全対策、医療制度改革の在り方、雇用対策の在り方、ファミリーサポートセンターの設立要件緩和の必要性、障害者小規模作業所の拡充、ハンセン病問題に対する政府の取組、小児慢性特定疾患に対する政府の取組等について質疑が行われた。

11月6日、牛海綿状脳症問題及びクロイツフェルト・ヤコブ病問題について質疑が行われ、牛海綿状脳症問題については、発症原因と防止のための法的措置、安全宣言の考え方、牛の解体方法と全頭検査の在り方、肉骨粉と異常プリオンの因果関係、肉骨粉の管理状況及び焼却施設の確保状況、安全宣言前の牛肉の取扱い、牛由来の原材料を使用した医薬品等の代替品の開発に関する取組等の問題が、またクロイツフェルト・ヤコブ病問題については、治療法の確立及び治療薬の開発に関する政府の取組、ヤコブ病訴訟への対応、歯科におけるヒト乾燥硬膜製品の使用実態、ヒト乾燥硬膜の輸入された当時の承認体制、患者・家族への対応の在り方等の問題がそれぞれ取り上げられた。

## (2) 委員会経過

### ○平成13年10月11日（木）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成13年10月16日（火）（第2回）

- 厚生労働行政の諸施策に関する件について坂口厚生労働大臣から説明を聴いた。

### ○平成13年10月18日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 狂牛病対策に関する件、食品衛生法改正の必要性に関する件、無年金障害者問題に関する検討状況に関する件、医療保険制度改革の在り方に関する件、雇用・失業問題への対応に関する件、炭疽菌等による生物テロ事件への対応に関する件、仕事と子育て両立支援に関する件、介護保険制度の今後の方向に関する件等について坂口厚生労働大臣、舛屋厚生労働副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

### ○平成13年10月25日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 牛海綿状脳症の安全対策に関する件、医療制度改革に関する件、雇用対策に関する件、障害者保健福祉施策に関する件、ファミリーサポートセンターに関する件、ハンセン病対策に関する件、小児慢性特定疾患対策に関する件等について坂口厚生労働大臣、上野内閣官房副長官、舛屋厚生労働副大臣、野間農林水産副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 予防接種法の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第35号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者

衆議院議員吉田幸弘君から説明を聴いた。

○平成13年10月30日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○予防接種法の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第35号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、舛屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（第151回国会閣法第35号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、自由、無会  
反対会派　社民

なお、附帯決議を行った。

○平成13年11月6日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○牛海綿状脳症問題及びクロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する件について坂口厚生労働大臣、舛屋厚生労働副大臣、野間農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第36号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員棚橋泰文君から説明を聴いた。

○平成13年11月8日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第36号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、南野厚生労働副大臣、舛屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（第151回国会閣法第36号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会  
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○児童福祉法の一部を改正する法律案（衆第2号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員根本匠君から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月22日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○児童福祉法の一部を改正する法律案（衆第2号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員津島雄二君、同田村憲久君、同江田康幸君、同青山二三君、同塩崎恭久君、同鴨下一郎君、坂口厚生労働大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第2号）　賛成会派　自保、民主、公明、社民、自由、無会  
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成13年11月27日（火）（第9回）

- 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案（参第5号）について発議者参議院議員清水嘉与子君から趣旨説明を聴いた。
- 医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（参第1号）について発議者参議院議員今井澄君から趣旨説明を聴いた。
- 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案（参第5号）について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成13年11月29日（木）（第10回）

- 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案（参第5号）について参考人毛利助産所助産婦毛利多恵子君、東京慈恵会医科大学医学部看護学科教授茅島江子君及び社団法人日本看護協会会长南裕子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案（参第5号）について発議者参議院議員清水嘉与子君、同入澤肇君、同沢たまき君、坂口厚生労働大臣、舛屋厚生労働副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（参第5号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年12月4日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、舛屋厚生労働副大臣、南野厚生労働副大臣、大村経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年12月6日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、舛屋厚生労働副大臣、南野厚生労働副大臣、西川経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第25号） 賛成会派 自保、公明、自由、無会  
反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第151回国会衆第17号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員熊代昭彦君から趣旨説明を聴

き、同君、坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(衆第17号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会  
反対会派 自由

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案（参第8号）について発議者参議院議員櫻井充君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第387号外273件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2号外511件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案（閣法第25号）

#### 【要旨】

本法律案は、最近における経済社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に関する状況が悪化し、多数の中高年齢者（45歳以上の者をいう。以下同じ。）が離職を余儀なくされることが見込まれること等の事情にかんがみ、中高年齢者の再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 雇用保険法等の特例

中高年齢者のうち60歳未満の者について、公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等の受講後、必要に応じて、基本手当を受けつつ再度公共職業訓練等を受けることができるようとするものとする。

なお、雇用保険法の改正に準じて、船員保険法についても同様の措置を講ずるものとする。

#### 2 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の特例

中小企業者が中小企業経営革新支援法による承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新を行い、これに伴って中高年齢者を雇い入れた場合に、雇用保険法の雇用安定事業等として必要な助成を行うものとする。

#### 3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の特例

派遣先が、専門的な知識、技能又は経験を必要とする業務等以外の業務に中高年齢者である派遣労働者を受け入れる場合に、派遣期間の上限を現行の1年から3年に延長するものとする。

#### 4 施行期日等

この法律は、平成14年1月1日から施行することとし、平成17年3月31日限り効力を失うものとする。

### 【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 現下の厳しい雇用情勢のもとで特に厳しい状況にある中高年齢の非自発的失業者などの雇用の機会の確保・安定を図るため、募集・採用における年齢制限の緩和に向けた取組みを強化・徹底するとともに、求人開拓の強化・促進に努めるに当たり、求人内容について職務の遂行に必要な適性、能力等の程度の明確化を図ること。
- 2 年齢、職業能力や労働条件によるものを始めとする雇用のミスマッチを解消し雇用の機会の確保・就職の促進を図るため、人材ニーズ等に即した多様な訓練機会の確保を図るとともに、職業安定機関と能力開発機関の連携を一層緊密化するよう努めること。
- 3 雇用の維持・創出のためワークシェアリングが重要性を増していることかんがみ、これに関する労使関係者の合意形成に向けた取組みに積極的に協力するとともに、それらの実現のための条件整備に努めること。
- 4 労働者派遣制度全体の見直しについては、中長期的な我が国の労働力需給と雇用関係の変化を見据えて労働力需給調整機能全体の強化、多様な雇用機会の確保を図るため、平成11年の改正労働者派遣法及び今回の中高年齢者の派遣期間の臨時特例措置について、その実態等施行状況を確実に把握、検証し、雇用の安定と労働者保護の観点に立つて総合的な検討を行い、必要な措置を講ずること。

右決議する。

### 予防接種法の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第35号）

#### 【要旨】

本法律案は、最近の高齢者におけるインフルエンザの発生状況等にかんがみ、インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、あわせて、予防接種の対象疾病を類型化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 対象疾病に関する事項

- (1) その発生及びまん延を予防することを目的として、予防接種法の定めるところにより予防接種を行う疾病を「一類疾病」とし、その対象疾病を現行の疾病とする。
- (2) 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、予防接種法の定めるところにより予防接種を行う疾病を「二類疾病」とし、その対象疾病をインフルエンザとする。

#### 2 被接種者の責務に関する事項

現行の予防接種の対象者に課されている予防接種を受けるよう努める義務を、二類疾病に係る定期の予防接種の対象者については課さないものとする。

#### 3 予防接種による健康被害の救済措置に関する事項

一類疾病に係る予防接種及び二類疾病に係る臨時の予防接種による健康被害の救済のための給付は現行の給付とし、二類疾病に係る定期の予防接種による健康被害に対する給付は医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法と同様の給付とする。

#### 4 予防接種の推進を図るための指針に関する事項

厚生労働大臣は、一類疾病及び二類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものについては、その指針を定めなければならないものとする。

#### 5 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から施行する。

(2) 政府は、この法律の施行後5年を目途として、必要があると認めるときは、インフルエンザに係る定期の予防接種の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(3) 当分の間、インフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者であつて政令で定めるものに限定する。

なお、本法律案については、衆議院において、一類疾病及び二類疾病の定義を明確化すること、施行期日を公布の日に改めること、検討条項を追加すること及びインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定することを主な内容とする修正が行われた。

#### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 予防接種による健康被害の発生を予防するため、予診及び診察により被接種者の健康状態の把握に努めるとともに、被接種者に十分説明し同意を得るなどインフォームド・コンセントの徹底を図ること。
- 2 ワクチンについては、有効性の向上を図るとともに、安全性確保のための改良開発に努めること。
- 3 老人福祉施設等におけるインフルエンザの流行を防止するため、入居者の健康管理の充実に努めるとともに、より良好な居住環境の確保に向けて努めること。

右決議する。

### 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第36号）

#### 【要旨】

本法律案は、少子化等が急速に進展している社会情勢の下で、労働者が就業しつつ子の養育等を行うことを容易にするための環境を整備し、その福祉の増進等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 事業主は、労働者が育児休業や介護休業の申出や取得をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 2 育児や介護を行う一定範囲の労働者が、1年につき150時間、1か月につき24時間を超える時間外労働を免除するよう請求することができる制度を設けることとする。
- 3 育児を行う労働者に対して勤務時間の短縮等の措置を講ずる事業主の義務に関し、対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げることとする。
- 4 事業主は、小学校就学前の子を養育する労働者が子の病気等の際に休むことができる看護のための休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

5 事業主は、労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしようとする場合において、育児や介護の状況に配慮しなければならないこととする。

6 国等は、仕事と家庭の両立に関し事業主、労働者その他国民の理解を深めるために必要な広報活動その他の措置等を講ずることとする。

7 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から施行する。ただし、2から5までは平成14年4月1日から施行する。

(2) 国は、子の看護のための休暇制度の普及のための事業主等の努力を促進するものとする。

(3) 政府は、(1)のただし書による施行後3年を経過した場合において、必要があると認めるとときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点から子の看護のための休暇制度その他新法に規定する諸制度について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改めること並びに子の看護のための休暇制度の普及のための努力の促進についての規定及び検討のための規定を加えることを主な内容とする修正が行われた。

**【附帯決議】**

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1 法の実効性を確保するため、本法に基づく諸制度や指針の周知徹底を図るとともに、的確な助言・指導・勧告を実施すること。

2 男性の育児休業取得促進について調査研究を行い、有効な措置を講ずること。

3 各事業所における子の看護のための休暇制度の早期の導入を促進するため、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。

4 男女共同参画社会基本法に基づき決定された、男女共同参画基本計画の具体的施策を推進し、男女労働者がともに職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、職場における固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた労使の努力を促すよう努めること。また、ILO第156号条約の趣旨を踏まえ、家族的責任を有する男女労働者が、差別を受けることなく、できる限り職業上の責任と家族的責任を両立できるよう、必要な措置を講ずること。

5 少子・高齢化が進展する中で、仕事と子育ての両立のための雇用環境を整備することは喫緊の課題であり、本法に定める両立支援に関する諸制度の一層の定着促進を図ること。また、そのためにも政府目標である年間総実労働時間1,800時間の実現へ向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。

右決議する。

## 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案（参第5号）

### 【要旨】

本法律案は、保健婦助産婦看護婦法に定められている資格のうち、その名称が女子と男子とで異なるものにつき、これを改め、それぞれ「保健師」、「看護師」及び「准看護師」とするとともに、「助産婦」を「助産師」としようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

#### 1 資格に関する改正

- (1) 保健婦の定義について女子に限定していることを改め、保健士に係る規定を削り、保健婦と保健士をあわせて「保健師」とする。
- (2) 「助産婦」を「助産師」とする。
- (3) 看護婦の定義について女子に限定していることを改め、看護士に係る規定を削り、看護婦と看護士をあわせて「看護師」とする。
- (4) 准看護婦の定義について女子に限定していることを改め、准看護士に係る規定を削り、准看護婦と准看護士をあわせて「准看護師」とする。

#### 2 関係法令中の用語等の改正

「保健婦」、「助産婦」、「看護婦」又は「准看護婦」を含む法律の題名及び規定中の用語について、それぞれ「保健師」、「助産師」、「看護師」又は「准看護師」を含む題名及び用語に改正する。

#### 3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 出産に関するケアを受ける者の意向が尊重され、それぞれの者に合ったサービスの提供が行われるよう、必要な環境の整備に努めること。
- 2 助産師教育については、十分な出産介助実習が経験できるようにする等、その充実に努めること。
- 3 保健師、助産師、看護師等の看護職員については、その職責と社会的使命の重大さにかんがみ、それぞれの職種が果たしている機能の充実強化に向けて、教育環境の改善、人員増等の施策を講ずること。

右決議する。

## 児童福祉法の一部を改正する法律案（衆第2号）

### 【要旨】

本法律案は、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化している中で、近年、子育ての不安の増大や児童虐待に関する相談件数の急増、認可外保育施設における乳幼児の死亡事故の発生等が大きな社会問題となっていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができるような環境を整備するため、認可外児童福祉施設に対する監督の強化、保育士資格の法定化、児童委員の職務の明確化等

の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 1 認可外児童福祉施設に対する監督の強化等

- (1) 認可外保育施設について、都道府県知事への事業開始の届出制を創設するほか、事業者による契約時の書面交付、都道府県知事への運営状況の報告等を義務付けるとともに、報告等により都道府県知事が得た情報を公表することにより、利用者に対する情報提供を推進する。
- (2) 認可外児童福祉施設について、従来から規定されている都道府県知事による事業停止等の命令権限に加えて、改善勧告及びこれに従わない場合の公表等を規定し、認可外児童福祉施設に対する監督を強化する。

## 2 認可保育所の設置又は運営の促進

保育需要が増大している市町村は、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

## 3 保育士資格の法定化

保育士とは、都道府県知事の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいうものとし、保育士でない者が保育士を称することを禁止するとともに、守秘義務や信用失墜行為の禁止について規定を設け、保育士の資質の向上を図る。

## 4 児童委員の職務の明確化等

児童委員の職務を明確化し、また、主任児童委員を法定化して、厚生労働大臣が指名することとともに、児童委員の研修についての都道府県知事の責務を定め、児童委員の資質の向上を図る。

## 5 施行期日

本法律は、次に定める日から施行する。

- (1) 認可外児童福祉施設に対する監督の強化等に関する規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 認可保育所の設置又は運営の促進に関する規定 公布の日
- (3) 保育士資格の法定化に関する規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- (4) 児童委員の職務の明確化等に関する規定 平成13年12月1日

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 認可外児童福祉施設に対する監督の強化、児童委員の活動の活性化等を通じて、児童の死亡事故防止等の安全確保や児童虐待の未然防止に万全を期すこと。
- 2 保育所の待機児童問題については、その解消を目指して、保育所等の整備、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブなどを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。その際、子どもにとってより良い保育を充実させる観点から、量の確保のみでなく、質の確保を図ることに十分留意すること。

- 3 公有財産の貸付け等の措置により保育所の設置運営を行う場合は、市町村が情報を公開し、保護者の理解を得る努力をするよう指導すること。
- 4 保育士の養成課程の充実等、保育環境の改善に引き続き積極的に取り組むこと。
- 5 「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方等について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。  
右決議する。

## **建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (第151回国会衆第17号)**

### **【要旨】**

本法律案は、建築物における衛生的環境の確保を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けることができる事業として、建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業及び建築物の排水管の清掃を行う事業を加える等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### **1 登録事業の追加**

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けることができる事業として、建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業及び建築物の排水管の清掃を行う事業を追加するとともに、当該事業に係る登録を受けた者は、それぞれ、登録建築物空気調和用ダクト清掃業又は登録建築物排水管清掃業と表示することができるものとする。

#### **2 登録建築物環境衛生総合管理業の表示**

現行の建築物環境衛生一般管理業の業務に、建築物における空気環境の調整並びに給水及び排水の管理を追加するとともに、当該事業に係る登録を受けた者は、登録建築物環境衛生総合管理業と表示することができるものとする。

#### **3 施行期日**

本法律は、平成14年4月1日から施行するものとする。

## (4) 付託議案審議表

### ・内閣提出法律案（3件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
25	経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案	衆	13. 11. 9	13. 11. 28	13. 12. 6 可決 附帯	13. 12. 7 可決	13. 11. 16 厚生労働	13. 11. 27 可決 附帯	13. 11. 27 可決
							○13. 11. 28 参本会議趣旨説明 ○13. 11. 16 衆本会議趣旨説明		
※151回35	予防接種法の一部を改正する法律案	衆	2. 20	10. 24	10. 30 可決 附帯	10. 31 可決	9. 27 厚生労働	10. 19 修正 附帯	10. 23 修正
※151回36	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 20	11. 2	11. 8 可決 附帯	11. 9 可決	9. 27 厚生労働	10. 31 修正 附帯	11. 1 修正
○13. 11. 2 参本会議趣旨説明 ○第151回国会 13. 6. 8 衆本会議趣旨説明									

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

### ・本院議員提出法律案（3件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備送付	衆院への提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案	今井 澄君 外5名 (13. 9. 27)	13. 10. 2		13. 11. 26	未了				
5	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案	清水 嘉与子君 外2名 (13. 11. 26)	13. 11. 27	13. 11. 30	13. 11. 26	13. 11. 29 可決 附帯	13. 11. 30 可決	13. 11. 30 厚生労働	13. 12. 5 可決 附帯	13. 12. 6 可決
8	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案	櫻井 充君 外4名 (13. 11. 28)	11. 30		12. 5	未了				

(注) 附帯 附帯決議

### ・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	児童福祉法の一部を改正する法律案	津島 雄二君 外8名 (13. 10. 22)	13. 10. 23	13. 11. 1	13. 11. 8 可決 附帯	13. 11. 22 可決	13. 11. 26 可決	13. 10. 25 厚生労働	13. 10. 31 可決	13. 11. 1 可決
151回17	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案	熊代 昭彦君 外4名 (13. 4. 6)		12. 4	12. 4	12. 6 可決	12. 7 可決	9. 27 厚生労働	11. 30 可決	12. 4 可決

(注) 附帯 附帯決議